

幼保連携型認定こども園 豊こども園

入園のしおり（重要事項説明書）

幼保連携型認定こども園 豊こども園 重要事項説明書

■施設の目的

幼保連携型認定こども園 豊こども園(以下「当園」という。)は、就学前の子供の教育、保育に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして乳幼児の子供に対する教育並びに保育を必要とする子供に対する保育を一体的に行い、これらの子供の健やかな成長が図れるよう明るく衛生的な環境において、その心身の発達を助長するとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

■施設の運営主体

名称	社会福祉法人 旭東愛児会
代表者	理事長 小村 治子
所在地	岡山市東区久保 408-1
電話番号	086-942-5263

■運営の方針

○教育・保育目標

- 明るく 健やかに
- みんなと仲良くあそべる子
- つよいからだ
- ありがとうといえる子

現在をよりよく生き、望ましい未来を担う力の基礎づくりを

家庭と地域の人たちとともにつちかう。

○教育・保育方針

自然に恵まれた環境を十分に生かし、その中で自主的、自発的な活動意欲を高めながら個人を尊重し全面発達を促していく。

○理想とする子供像

- ・心身ともに強い子
- ・感謝の気持ちが持てる子
- ・協調性・社会性をそなえた子

○教育・保育指導の重点

- ・周囲の環境を十分に生かした教育・保育。
- ・個々の発達を十分把握しながら、何事も身体ごと毎日の遊びの中で経験させる。
- ・教育・保育方針、形態に柔軟性を持たせながら、異年齢児との望ましい交流活動経験の中から自主自立の芽生えを促すよう、保育活動を考慮していく。
- ・地域の実態把握に努め、地域の中のこども園としての教育保育内容を考え実践する。

■豊こども園の概要

名称	豊こども園
所在地	岡山市東区西大寺川口 279
電話番号	086-230-2311
FAX	086-230-2312
開設年月日	令和6年4月1日
施設長	次田 正明

・利用定員、クラス編成

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計	合計
クラス名	ひよこ組	あか組	もも組	き組	あお組	そら組		
1号認定				5名	5名	5名	15名	105名
2号認定				17名	18名	20名	55名	
3号認定	4名	15名	16名				35名	

・職員構成

園長	1名	看護師	1名
副園長	1名	事務員	3名
主幹保育教諭	2名	嘱託医（内科／歯科）	2名
保育教諭	17名	学校薬剤師	1名
調理員	4名	その他（非常勤など）	

■開園日・開園時間及び休園日

1号認定	開園日	月曜日～金曜日
	教育・保育時間 (1号認定)	9:00～14:00
	休園日	土曜日、日曜日、国民の祝休日 年末年始(12月29日～1月3日)
2号・3号認定	開園日	月曜日～土曜日
	教育・保育時間 (保育標準時間)	7:30～18:30
	教育・保育時間 (保育短時間)	8:30～16:30
	休園日	日曜日、国民の祝休日 年末年始(12月29日～1月3日)

	7:30	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	18:30	19:30
1号認定	預かり保育 7:30～8:59		教育・保育時間(1号認定) 9:00～14:00					預かり保育 14:01～18:30					延長保育 18:31～19:30	
2・3号認定	教育・保育時間(保育標準時間) 7:30～18:30												延長保育 18:31～19:30	
	延長保育 7:30～8:29	教育・保育時間(保育短時間) 8:30～16:30					延長保育 16:31～18:30		延長保育 18:31～19:30					

■利用料等について

		内容、負担を求める理由及び目的	金額
1 号 認 定	利用料		すべての子どもが無償
	給食費	主食費	1,600円
		副食費	3,700円
	預かり保育料	通常保育時間の範囲外の預かり保育をご利用の場合、預かり保育料が発生します。	【1ヵ月契約】月額 5,000円 【時間利用】30分 250円 預かり保育の時間： 7:30~8:59 14:01~18:30 ※18:31~19:30は月額の預かり保育料とは別に利用料500円が発生します
2 号 認 定	利用料		すべての子どもが無償
	給食費	主食費	1,800円
		副食費	4,500円
	延長保育料 (標準時間保育)	標準時間及び短時間保育の範囲外の保育をご利用の場合、自動的に延長保育となり、延長保育料が発生します。	【利用料金】 18:31~19:30 30分 250円
延長保育料 (短時間保育)		【利用料金】 7:30~8:29 1回 200円 16:31~18:30 1時間 200円 18:31~19:30 30分 250円	
3 号 認 定	利用料		所得、児童の年齢、就労状況等に応じて、岡山市が決定 (住民税非課税世帯は無償です) 月額 0円~55,700円
	延長保育料 (標準時間保育)	標準時間及び短時間保育の範囲外の保育をご利用の場合、自動的に延長保育となり、延長保育料が発生します。	【利用料金】 18:31~19:30 30分 250円
	延長保育料 (短時間保育)		【利用料金】 7:30~8:29 1回 200円 16:31~18:30 1時間 200円 18:31~19:30 30分 250円
共 通	日本スポーツ振興 センター災害共済金	こども園の管理下で、幼児の災害が発生した時に、災害共済給付を行う、国・こども園・保護者の三者の負担による互助共済制度に係る費用	年間 200円

※1号認定の預かり保育利用料金について、保育の必要性の認定事由に該当し、「施設等利用給付認定申請書(2・3号)」を提出した場合、無償化の対象になります。(保育の必要性とは、保護者それぞれが就労・出産・親族の介護等の保育を必要とする事由に該当することをいいます。)

■諸経費の集金について

- 利用料、給食費、用品代等の集金は、銀行引き落としとさせていただきます。
(手数料は法人負担)
- 引き落とし日は、毎月 27 日です。
(27 日が土曜・日曜・祝日の場合は、次の平日に引き落としさせていただきます。)
- 給食費は 3 歳児以上 (1 号認定・2 号認定) のお子さんに発生します。3 号認定 (3 歳未満) のお子さんは保育料に含まれています。
- 延長・預かり保育料、ご購入の用品代に関しては、引き落とし明細を発行致します。
- 引き落としは家族単位でさせていただきます。
- 残高不足で引き落としが出来なかった場合は、当園の口座に振り込みをしていただきます。その際の振込手数料は、ご負担頂きます。なお、未納期間が 3 ヶ月以上続いた場合は、園則 25 条の適用により、当園との話し合いの場を設けさせていただきます。
- 引き落とし口座の変更時には、簡易書留送付料として実費 392 円が発生致します。

■主な年間の行事

月	行事名	月	行事名
4	◎入園式 ◎親子遠足 (5 歳児)	10	◎運動会 (全クラス) 遠足 (5 歳児) (4 歳児)
5	◎親子遠足 (4 歳児) (3 歳児)	11	地域合同避難訓練
6	歯科検診 (全クラス) ◎参観日 (全クラス) 定期健康診断 (全クラス)	12	定期健康診断 クリスマス会
7	プール開き 七夕まつり	1	◎参観日 (0~3 歳児)
8	プール納め	2	豆まき ◎生活発表会 (3~5 歳児)
9		3	ひなまつり ◎卒園式 (5 歳児)

- ◎印の行事は、保護者の方の参加行事です。
- 予定されている行事は、都合により変更になる場合もあります。変更の際には事前に保護者の皆様にお知らせ致します。

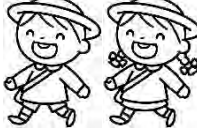
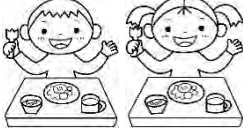


■その他の行事

- ★すまいるキッズ 5 歳児クラスを対象に、元ファジアーノ岡山の高瀬敦之さんによる、サッカーを中心とした運動を通して楽しむ時間です。
(月 1 回実施。費用負担はありません)
- ★英語であそぼう 5 歳児クラス対象の専門講師による、歌やゲームを通して英語にふれる時間です。(月 1 回実施。費用負担はありません)

※上記 2 つの習い事は、初年度 (令和 6 年度) は 9 月からの開始となります。

- ★毎月の行事 身体計測、避難訓練

■豊こども園の1日

時刻	1号認定 (3歳以上児)	2号認定 (3歳児以上)	3号認定 (3歳未満児)
7:30	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; writing-mode: vertical-rl;">預かり保育</div> <ul style="list-style-type: none"> ○順次登園 	 <ul style="list-style-type: none"> ○登園する ・検診を受ける ・持ち物整理 ・好きなあそび 	
9:00	<ul style="list-style-type: none"> ○登園する ・検診を受ける ・持ち物整理 <p style="text-align: center;">○好きなあそび</p>		
9:30	<ul style="list-style-type: none"> ○組や異年齢、全園児などで一緒に活動する。 		<ul style="list-style-type: none"> ○朝のおやつ ○組や異年齢児と一緒にあそぶ。
11:00	<ul style="list-style-type: none"> ○給食準備 ○給食 <p style="text-align: center;">○好きなあそび</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○給食準備 ○給食 <p style="text-align: center;">○昼寝準備</p> <p style="text-align: center;">○昼寝をする</p>
14:00	<ul style="list-style-type: none"> ○降園 ○昼寝をする 	<ul style="list-style-type: none"> ○昼寝準備 ○昼寝をする 	
15:00	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; writing-mode: vertical-rl;">預かり保育</div> <ul style="list-style-type: none"> ○おやつ 	<ul style="list-style-type: none"> ○おやつ 	<ul style="list-style-type: none"> ○おやつ
16:00	<ul style="list-style-type: none"> ○順次降園 	<ul style="list-style-type: none"> ○好きなあそび ○順次降園 	<ul style="list-style-type: none"> ○好きなあそび ○順次降園
18:30	<ul style="list-style-type: none"> ○預かり保育終了 ○延長保育 ○順次降園 		<ul style="list-style-type: none"> ○延長保育 ○順次降園
19:30	<ul style="list-style-type: none"> ○延長保育終了 		<ul style="list-style-type: none"> ○延長保育終了

■利用の開始及び終了

- 本園の利用は、1号認定は選考のうえ園長が許可、2号・3号認定は岡山市が行う利用調整により利用が決定されたときに教育・保育の提供を開始します。
- 本園は、以下の場合において教育・保育の提供を終了するものとします。
 - ① 1号認定及び2号認定のお子さんが小学校就学の始期に達したとき。
 - ② 法令に定める支給認定要件に該当しなくなったとき。
 - ③ 保護者より退園の申し出があったとき。
 - ④ 利用負担額の支払いが3ヵ月以上遅延したときにおいて、登園を停止し、なお引き続き利用料の納付が行われない場合。
 - ⑤ その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたときなど。

■緊急時における対応方法

教育・保育の提供時にお子さんの体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先に連絡し、嘱託医又はかかりつけ医への連絡をとるなど、必要な措置を講じます。

■学校医等

本園は、以下の学校医・学校歯科医・学校薬剤師と契約を締結しています。

小児科	医療機関の名称	栗原医院
	担当医氏名	栗原 信
	所在地	岡山市東区西大寺中2丁目24-36
	電話番号	086-943-3111
歯科	医療機関の名称	鶴山歯科クリニック西大寺
	担当医氏名	皆木 友克
	所在地	岡山市東区西大寺上2-9-26
	電話番号	086-201-1898
薬剤師	医療機関の名称	ひかり薬局
	担当薬剤師氏名	岡崎 敏弥
	所在地	岡山市東区西大寺新地16-7
	電話番号	086-944-8803

■臨時休園について

1.園が所在する地域（豊地区）に気象警報、避難情報（警戒レベル）等が発令された場合の対応。

1号認定
<p>午前7時00分の時点で「各種特別警報」「避難指示」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令された場合は休園となります。開園中にこれらの警報が発令された場合は休園となりますので、お迎えをお願いします。</p> <p>また、岡山市より避難情報の警戒レベル3以上が発令された場合は、休園となります。原則として、園が所在する学区の学校園と同様の対応を行います。</p>

2号・3号認定			
		開園時刻の1時間前から開園までの間の発令（6:30~7:30）	開園中の発令
気象警報 注意報 (気象庁)	注意報	開園	通常どおり保育を継続
	警報	保育が必要な子どもについては保育を実施致しますが、可能な範囲で家庭保育のご協力をお願いします。	教育・保育を継続 しますが、できるだけ早くお迎えをお願いします。
	特別警報	臨時休園（終日）	臨時休園 教育・保育を中止しますので、園または避難場所等へお迎えをお願いします。
避難情報 警戒レベル (岡山市)	【警戒レベル3】 高齢者等避難	臨時休園（終日）	臨時休園 教育・保育を中止しますので、園または避難場所等へお迎えをお願いします。
	【警戒レベル4】 避難指示		

※気象警報・注意報と避難情報（警戒レベル）が同時に発表されている場合は、より安全性を重視した基準に拠ります。

※当園の所在地域（豊地区）で特別警報や警戒レベル3等が出ていない場合でも、園周辺で冠水などの状況が確認され、登降園に危険が予想される場合は、園長判断で休園とさせていただきます場合があります。

※当園の所在地域（豊地区）で特別警報や警戒レベル3等が出ていなくても、保育教諭の居住地域で該当レベルのものが発令され、必要な保育教諭の人数が確保できない場合は、教育・保育の実施が困難なため、臨時休園とさせていただきます場合があります。

2.地震が発生した場合の取扱いについて

- ・震度 5 以上の地震が閉園後から開園までの間に発生した場合は、園の施設等の安全確認のため、臨時休園（終日）し、教育・保育は実施しません。
- ・開園中に震度 5 以上の地震が発生した場合は、臨時休園となり教育・保育を中止しますので、できるだけ早くお迎えをお願いします。（お迎えまでは、園または避難場所で待機します。）

■非常災害時の対策

登園では、毎月 1 回、園舎内外の火災・地震や津波などの自然災害や不審者対応など、あらゆる災害を想定し、避難訓練を行います。

◎災害時緊急避難場所は以下の通りです。

- ・第一避難場所（豊こども園園庭）
- ・第二避難場所（豊こども園表玄関前）
- ・第三避難場所（豊小学校校庭・校舎）

*災害の状況によって、1～3 の避難場所に避難します。

*園舎内の方が安全と判断した場合は、園内で待機しお迎えを待ちます。

■虐待防止のための措置に関する事項

当園は、お子さんに対して、暴力行為・わいせつ行為・無視・教育保育の放棄、その他心身に有害な影響を与える行為をしないほか、園児の人権擁護・虐待防止のための責任者を設置するとともに、職員に対する研修を行います。また、児童虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに岡山市こども総合相談所ほか関係機関に通告し、連携・協力して適切に対処します。

岡山市こども総合相談所（児童相談所）

岡山市北区鹿田町一丁目 1 番 1 号（岡山市保健福祉会館 5 階）

TEL 086-803-2525

児童相談所 全国共通ダイヤル 189（いちはやく）

■個人情報の取扱いについて

当園が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために自主的なルール及び体勢を確立し、個人情報保護に関する条例・法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護に努めます。

保護者の皆様におかれましても、個人情報とその取扱いに十分配慮くださいますようお願いお願い致します。また、肖像権の関係で、運動会・発表会などで撮影した映像や画像を、動画サイトやホームページなどへの掲載・公開はしないで下さい。

■給食について

- 当園は、全園児完全給食(主食と副食の提供)を実施いたします。主食(茶碗)、箸、コップ等は園備え付けのものを使用しますので、私物の用意は一切いりません。
- 1カ月の献立は2週分のメニューを2回繰り返し実施いたします。
- 食物アレルギー対応給食が必要なお子さんについて、保護者からの申し出、「生活管理指導表」の提出、園との話し合いを経てお子さんの状況を把握したうえで、可能な範囲の除去食を用意いたします。
- 行事やイベントの際は行事食を実施します。

■連絡

次の場合は必ず園にご連絡ください。

- ①欠席や、何らかの都合で通常の登園時刻より遅く登園する場合は、クラス人数把握の関係上、午前9時までにその旨を「園への連絡 web サービス」でご連絡下さい。9時以降や、お子さんの登園後の連絡、欠席以外のお問い合わせは、お電話でのご連絡をお願いします。
- ②園に送迎に来られる人や時間連絡先に変更が生じる場合。
- ③住所・電話番号・家族構成、勤務時間、就労先等に変更があった場合。
- ④本人が感染症にかかったとき
- ⑤退園・転園する場合は、その月の15日までに園長にお申し出のうえ、印鑑を持参して手続きをして下さい。手続きが遅れますと翌月も、継続扱いとなる場合があります

園からの連絡事項

- ①掲示板に行事のお知らせやご連絡などを貼り出し、お知らせします。登降園時にご覧下さい。
- ②掲示物の情報は、園のホームページにも更新いたします。
- ③お便り、献立表等の配布物はファイルノートに挟んでお渡しします。

■送迎

- 送迎に来られる保護者の皆様には、顔写真を撮影させて頂き、園児管理システムに登録いたします。登録されていない方が送迎される際は、その都度写真撮影及び情報を登録させて頂きます。
- 通用口の門は、子どもの安全のため、必ず大人が扱ってください。
- 送迎に来られる時間や人に変更がある場合はご連絡ください。

■保健衛生

- 発熱、下痢、身体の具合が悪いときは、早めに受診・治療してゆっくり休ませてあげてください。園では、集団での生活に支障のない、健康な状態でお預かりすることが原則です。**病気や体調不良で欠席される場合は、必ず朝9時までに熱、体調、病院受診など、お子さんの状態を「園への連絡 Web サービス」でお知らせください**
- 「前日に発熱があった」「ご家庭で怪我をした」など、お子さんの健康上に変わったことがあれば、必ず登園時の検診の場で詳しくお知らせ下さい。
- お子さんがご家庭で「頭をぶつけた」場合は、慎重に経過をみる必要があります。子供の場合は、頭をぶつけた直後には特に症状が出ていなくても、時間が経ってから症状が出てくる場合があります。**頭をぶつけて 24 時間は、症状が出ていないか慎重に観察していただく必要がありますので、ご家庭で様子を見て頂けたらと思います。**
- 朝の健診時、熱や目の充血があった場合は、医師の診察をおすすめすることがあります。
- 登園後に発熱、下痢、怪我などがあった場合、または緊急の時は携帯電話や職場など、連絡先にご連絡いたします。**連絡先に変更のある場合は必ずお申し出ください。**
- 毎日元気に楽しく過ごすために、早寝早起きをしましょう。
- 朝食をしっかり食べて、排便を済ませて登園しましょう。
- 前髪が目に入らないように気を付けてあげましょう。
- 爪が伸びていたら、切ってあげてください。
- 危機管理の観点から、食事後の歯磨きは行わず、うがいのみ実施します。
うがいに使用するコップは園が用意する物を使います。
- 名札は、安全ピンによる事故等の安全性や、個人情報を考慮し、使用しません。
- お昼寝時にパジャマは使用しませんが、お昼寝前後に衣服が汚れている場合は着替えを行います。（パジャマの使用についてはご相談ください。）
- 感染症にかかった場合は、医師の許可を得て登園してください。
- 感染症によっては病気が治り登園する際に、医師による治癒証明の提出が必要となります。証明書の用紙は、園にありますので、必要なときはお声かけください。また、園のホームページからもダウンロード、印刷していただけます。
- **薬は原則としては当園ではお預かりできません。**園で責任持って薬を飲ませることは困難です。基本的には薬を飲む時は病気であると判断させていただきますので、ご家庭での保育をお願いします。

「認定こども園とくすり」について

- 1 お子さんのくすりは、本来は保護者の方が登園して与えていただくのですが、どうしても都合がつかないときは、認定こども園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合万全を期すために、「くすり依頼書」(服用・塗り薬用)に必要な事項を記入していただき、くすりに添付してご持参ください。また、「薬剤情報提供審」がある場合には、「くすり依頼書」に添付してください。
- 2 医師の診察を受けるとき、お子さんが認定こども園に通園しているため原則として日中はくすりの使用ができないことを伝え処方してもらってください。(できれば、朝・夕方・寝る前など)
- 3 持参するくすりについて
 - ①くすりは、お子さんを診察した医師が処方したものに限りです。
 - ②保護者の個人的な判断で持参したくすりは、認定こども園では対応できません。
 - ③座薬の使用は行いません。
 - ④くすりの服用が「熱が高いとき・咳がでるとき・発作が起こったとき」などのように症状の判断を必要とする場合は、その都度保護者の方に連絡することになりますのでご了承ください。
 - ⑤服用するくすりは1回分に分け、ジッパー付きの透明な袋に入れて持参してください。(塗り薬に関しては継続してお預かりしますが、1か月単位で薬を確認し、再度、くすりと「くすり依頼書」を提出してください。)
 - ⑥くすり袋や容器には、お子さんの名前を記入してください。
- 4 「くすり依頼書」について
 - ①「くすり依頼書」は園にあります。
 - ②全ての欄がきちんと記入されていないと、対応できません。
 - ③くすりと「くすり依頼書」は、担当者(園長または検診者)に手渡してください。
 - ④終了後は、用紙を園に提出してください。

■園で流行しやすい感染症

病名	登園のめやす	登園するときに必要な書類	
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから	証明書	
風疹（三日はしか）	発しんが消失してから		
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで		
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶた化してから		
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状（発熱、充血等）が消失した後、2日を経過するまで		
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	医師により感染の恐れがないと認められるまで。（無症状病原体保有者の場合、トイレで排泄習慣が確立している5歳児以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）		
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失してから		
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで		
百日咳	特有の咳が消失するまで又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療を終了するまで		※溶連菌感染症、とびひは医師の判断による
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで		
髄膜炎菌性髄膜炎（侵襲性髄膜炎菌感染症）	医師により感染の恐れがないと認めるまで		
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること		
伝染性膿痂疹（とびひ）	医師の判断による		
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過すること		
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過すること		
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること		
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタウイルス等）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること		
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと		
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと		
突発性発しん	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと		
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること		
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること		
帯状疱疹しん	すべての発しんがかさぶた化してから		

※伝染性軟属腫（水いぼ）・アタマジラミについては、医師に相談してください

■苦情対応

当園では、園に対してお気づきのこと、不愉快なこと、改善して欲しいことなど、ご意見・ご要望・苦情に適切に対応するための体制を整えています。これらの申し出は以下の担当者までお寄せください。プライバシーは必ず守りますので、ご安心ください。

<p>当園 ご利用相談窓口</p>	<p>幼保連携型認定こども園 豊こども園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情解決責任者 園長 次田 正明 ・ 苦情解決担当者 主幹保育教諭 吉岡 幸司 ・ ご利用時間 当園開園日、開所時間内 ・ 電話番号 086-230-2311 ・ F A X 086-230-2312 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
<p>第三者委員</p>	<p>天久 嘉弘</p>	<p>社会福祉法人旭東愛児会 監事</p>
	<p>小倉 修一</p>	<p>社会福祉法人旭東愛児会 監事</p>

■緊急時の対応について

教育・保育中にお子さんの状況に急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに提携医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

■事故発生時の対応について

教育・保育中に事故が発生した場合は、市・保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

重要事項説明書 給食費（副食費）について

●1号認定子ども 月額 3,700円

ただし、1号認定子どもについては、世帯の市民税所得割額（※1）が77,101円未満の世帯、所得にかかわらず第3子以降の子ども（※2）は、副食費が免除になります。免除対象者には別途通知をします。

（※1）免除決定の基礎となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、地方公共団体等への寄付金控除等の適用を受ける前の額となります。なお、道府県から政令指定都市への事務移譲に伴い、政令指定都市のみ、平成30年度から市県民税所得割額の標準税率が変更されました（市民税：6%→8%、県民税：4%→2%）が、免除決定の基礎となる市民税所得割額については、従前の6%（名古屋市のみ5.7%）で算出した額となります。

（※2）同一世帯内の小学校第3学年以下の子どものうち、年齢の高い順から数えて（小学校就学前の子どもは、認可保育施設等に在籍等する子どものみ数える）第3子以降の子ども

●免除決定の方法（市町村民税所得割額による）

- 令和6年5月分副食費～令和6年7月分副食費
令和5年度市町村民税 ※令和4年分所得等により決定
- 令和6年9月分割食費～令和7年7月分副食費（令和6年4月分は除く）
令和6年度市町村民税 ※令和5年分所得等により決定

●納付方法

原則、口座振替とします。

口座振替日は、各月の27日です（12月は25日）。

ただし、27日が土日祝の場合は、翌金融機関営業日となります。

口座振替開始までは、園に直接納付していただきます。

集金日は園によって異なります。

●減額について

①長期欠席の場合（届出書の提出が必要です。）

連続で欠席し、給食提供日のうち喫食をしない日が10日以上となる場合。

原則、欠席する5日前（土日祝を含む）までに園に届出が必要です。

届出審は園にあります。

喫食をしない日が18日となる場合は、1か月分を減額します。

喫食をしない日が10日以上18日未満となる場合は、半月分を減額します。

※1か月分を減額する日数（18日）を超えて連続して欠席するときは、超える日の日数の初日を喫食しない日の1日目として、改めて上記に従い、減額を行います。

日数計算の考え方

1日	2日	3日	4日	5日	6日
届出日					喫食をしない日の起算日

②月途中入退園の場合（届出書の提出は不要です。）

当該月の給食提供日のうち月初めからもしくは月末まで

喫食をしない日が連続18日以上となる場合は、1か月分を減額します。

喫食をしない日が連続10日以上となる18日未満の場合は、半月分を減額します。

※減額分は、翌月以降の給食費で調整することを基本とします。

●減免について

下記（1）～（3）に掲げる要件に当てはまる場合は、申請により減免される場合があります。申請方法など、詳しくは幼保運営課までご相談ください。

（1）非自発的な失業、休業又は離職（自己都合による退職、転職などは除く）により、世帯の収入が著しく減少した場合

（2）疾病者のいる世帯で、世帯収入に対する医療費等の過大な支出があった場合

（3）火災、風水害、地震その他の災害により世帯の居住する家屋等に損害があった場合

●税更正等があった場合

当該年度中に税更正、世帯状況の変更があった場合は、当該年度の5月もしくは9月に遡及して再度免除・徴収の決定をする場合があります。

●滞納があった場合

納入期限までに納付がなく、長期間納付の確認がとれない場合は、法的措置を行う場合があります。

納入期限は、各月の27日です（12月は25日）。ただし、27日が土日祝の場合は、翌開園日となります。

重要事項説明書 給食費（副食費）（3歳児クラス以上の園児）

●2号認定子ども 月額 4,500円

ただし、世帯の市民税所得割額（※1）が57,700円未満（ひとり親世帯等（※2）については、77,101円未満）の世帯、所得にかかわらず第3子以降の子ども（※3）は、副食費が免除になります。免除対象者には通知します。

（※1）免除決定の基礎となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、地方公共団体等への寄付金控除等の適用を受ける前の額となります。なお、道府県から政令指定都市への事務移譲に伴い、政令指定都市のみ、平成30年度から市県民税所得割額の標準税率が変更されました（市民税：6%→8%、県民税：4%4.2%）が、免除決定の基礎となる市民税所得割額については、従前の6%（名古屋市のみ5.7%）で算出した額となります。

（※2）ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯（事実婚を除く）、在宅障害児（者）等（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金の受給者）のいる世帯です。

（※3）同一世帯内の認可保育施設等に在籍等する子どものうち、年齢の高い順から数えて第3子以降の子ども

●免除決定の方法（市町村民税所得割額による）

- ・令和6年4月分副食費～令和6年8月分副食費
令和5年度市町村民税 ※令和4年分所得等により決定
- ・令和6年9月分副食費～令和7年8月分副食費
令和6年度市町村民税 ※令和5年分所得等により決定

●納付方法

原則、口座振替とします。
口座振替日は、各月の27日です（12月は25日）。
ただし、27日が土日祝の場合は、翌金融機関営業日となります。
口座振替開始までは、園に直接納付していただきます。
集金日は園によって異なります。

●減額について

①長期欠席の場合（届出書の提出が必要です。）

連続で欠席し、給食提供日のうち喫食をしない日が13日以上となる場合。
原則、欠席する5日前（土日祝を含む）までに園に届出が必要です。
届出書は園にあります。
喫食をしない日が24日となる場合は、1か月分を減額します。
喫食をしない日が13日以上24日未満となる場合は、半月分を減額します。

※1か月分を減額する日数（24日）を超えて連続して欠席するときは、超える日の日数の初日を喫食しない日の1日目として、改めて上記に従い、減額を行います。

日数計算の考え方

1日	2日	3日	4日	5日	6日
届出日					喫食をしない日の起算日

②入園月に家庭の事情により登園開始日が遅れる、又は慣らし保育に日数を要した場合（届出書の提出は不要です。）当該月の給食提供日のうち、喫食をしない日が連続24日以上となる場合は、1か月分を減額します。

■制服

- ・ 標準服として設定します。
(標準服：どのような服を着せればいいのか迷う場合にご購入ください。)
- ・ これまで使用していた制服(兄弟のお古等も含む)の継続使用も可能です。
- ・ 普段は私服でも、標準服でも構いません。



半袖シャツ
1,760円

半ズボン
1,870円

長袖シャツ
2,090円

トレスボン
2,860円



上着(スモック)3歳以上児用
3,080円



上着(スモック)3歳未満児用
1,760円

※価格は令和6年4月時点のものです。今後値上がりする可能性があります。

■水着

- ・ 標準の水着として下記のものを設定します。
(どのようなものを買えばいいのか迷う場合に紹介する物として準備します。)
- ・ これまで使用していた水着の継続使用も可能です。
- ・ 自分で着脱できるもの、セパレートタイプではないもの等、一定の条件はあります。



水着(男子)
1,760円

水着(女子)
2,530円

水泳帽子(赤・青)
各660円

■通園カバン

広口リュックを標準カバンとして設定しますが、それ以外のカバンやこれまで使用していたカバン（兄妹のお古なども含む）の継続使用も可能です。カバンの色は4色から自由に選択可能です。



■帽子

組別にクラスカラーの帽子を使用いたします。日除け付きで裏地は白色で、サイズはSサイズとフリーサイズがあります。また、これまで使用していた帽子（兄妹のお古なども含む）の継続使用も可能です。



■その他園で取り扱う用品の価格一覧

出席ノート	2歳児	¥560	ねんど		¥450
	3歳児	¥590	ねんどケース		¥270
	4歳児	¥510	のり		¥170
	5歳児	¥630	はさみ		¥430
バインダー	全クラス	¥287	自由画帳		¥295
ゴム印	全クラス	¥231 + 送料	マーカー		¥800
クレパス		¥580	黒マジック	4・5歳児	¥100
色えんぴつ・12色	5歳児	¥800			

※価格は令和5年4月時点のものです。今後値上がりする可能性があります。

※上靴は園指定のものは設定していません。園での取扱いもありません。JES規格に沿ったものをご購入下さい。